

ぶらくさべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ

「部落差別の解消の推進に関する法律」 が施行されました

(平成28年(2016年)12月9日成立・同16日施行)



法の内容・趣旨

この法律は、今なお部落差別が存在することを認め、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。解消することが重要な課題」としています。

部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指すものです。

同和問題(部落差別)とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお、いわれなき差別発言や、不当な差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。

姫路市の取り組み

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。同和問題の正しい理解を通して、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のために、以下のことに取り組みます。

- ・相談体制の充実。(相談窓口の周知、法務局との相互協力)
- ・部落差別を解消するための教育及び啓発。(ホームページ・広報の充実(広報ひめじ、ゆいぱる等広報誌への掲示)、啓発用パンフレットの作成・配布)
- ・人権についての姫路市民意識調査。

平成28年度には、上記の他、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(同年4月)・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」(同年6月)等の、人権の保護に関する重要な新法が施行されています。

これらはいずれも、不当な差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指したものです。

《同和問題(部落差別)に関する相談窓口》を裏面に掲載しています。